平成２２年（フ）第４７６号
名古屋市南区呼続１丁目11番17号　グリーンコーポ妙音通1302号、住民票上の住所名古屋市昭和区長戸町６丁目１番地
債務者　葦澤　　薫
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１４号
大津市坂本１丁目11番35号
債務者　ブラッスリーラトゥールこと　畑　憲治
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１５号
大津市坂本１丁目11番35号
債務者　畑　　京子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２５号
大津市下阪本３丁目20番18号
債務者　ＫＡＫこと新井健一こと　朴　　慶壽
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６６号
大津市大石中５丁目８番２号
債務者　上野　昭子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８３号
大津市一里山３丁目17番20号
債務者　下原ひとみ
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６３号
兵庫県姫路市飾磨区今在家４丁目85番地１　プレステージ姫路西飾磨Ⅱ406
債務者　松下　英樹
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２７２号
兵庫県姫路市四郷町東阿保1191番地１　エテルナプラーサ204号
債務者　堀内　　聡
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２７９号
兵庫県相生市大谷町１番23号
債務者　石原　里美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２８７号
兵庫県姫路市西庄乙99番地
債務者　池内　満子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２９９号
兵庫県姫路市継222番地２　グリーンハウス継105号
債務者　南　　和秀
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４１２号
広島市東区尾長西２丁目10番38―302号
債務者　吉永　　格
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７１号
広島県東広島市八本松飯田８丁目９番19号セジュールミナＤ棟102号
債務者　坂本　美雪
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７８号
広島県大竹市新町３丁目３番23号
債務者　佐伯　真志
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８２号
広島県廿日市市吉和1107番地156
債務者　新家　一彦
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９９号
広島市中区千田町３丁目１番７―303号
債務者　藤井　裕一
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３８号
広島市佐伯区観音台１丁目40番６号
債務者　谷澤伊和夫
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　広島地方裁判所民事第４部